

# 秋田県公報

## 目 次

公安委員会規則  
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(一)(交関(企画)第………1

### 公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第11号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年11月5日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号ア中「警衛列自動車」の次に「、警衛列自動車」を加え、同条第3号ア中「者が、」を「者又は療育手帳の交付を受けている重度以上の知的障害者が」に、「身体障害者使用車」を「身体障害者等使用車」に、「様式第1号2」を「、様式第1号2」に改め、同号イ中「紫外線要保護車使用者」を「紫外線要保護者使用車」に改める。

様式第1号2中「身体障害者等使用車」を「身体障害者等使用車」に、「(身体障害者使用車)」を「(身体障害者等使用車)」に、「全面ガラス」を「前面ガラス」に改め、同様式3中「全面ガラス」を「前面ガラス」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の秋田県道路交通法施行細則に定める様式により作成され

た用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄